

最高裁昭和六〇年（行ツ）第八七号、六一・五・二九判決  
判 決

上告人 株式会社東洋シート

被上告人 中央労働委員会

右補助参加人 日本労働組合総評議会全国金属労働組合

右当事者間の東京高等裁判所昭和五八年(行コ)第八四号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が昭和五九年一月二八日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1、同 Y2 の上告理由について

所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する事実の認定を非難するか、又は原判決を正解せず若しくは独自の見解に立って原判決を論難するものにすぎず、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷